

 パートナーシップ  
構築宣言 

パートナーシップ構築宣言  
について

大企業と中小企業が  
共に成長  
するために!

取引先との  
持続可能な関係  
を築くために!

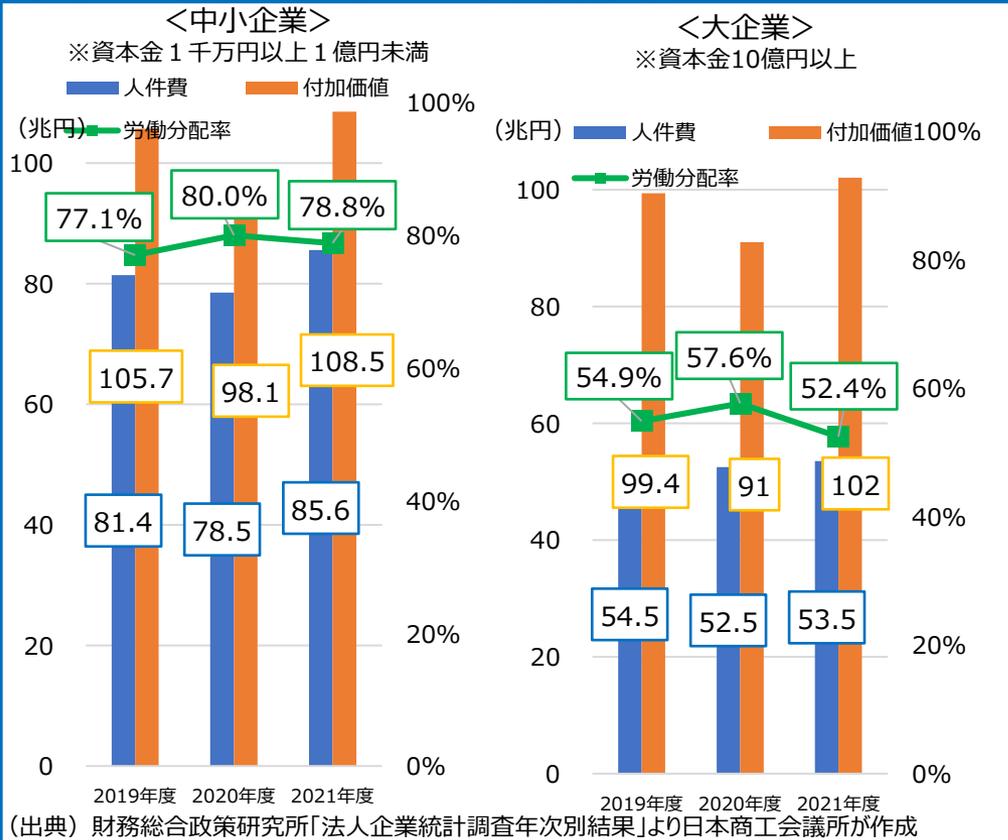
日本商工会議所  
2023年8月3日



# 「パートナーシップ構築宣言」の宣言および実行のお願い

- 原材料・エネルギーコストの高騰、人材をつなぎとめるための賃上げなど、事業者を取り巻く経営環境は厳しく、**中小企業は労働分配率が高い**ため、事業継続・成長にむけては、**付加価値創出と取引適正化による価格転嫁が重要**。
- 商工会議所は付加価値創出に向けては、事業再構築、デジタル化などの自己変革を後押しする施策を政府に要望。
- 足元では物価・賃金が上昇しており、この流れを、自発的かつ持続的な賃上げを起点とした、成長と分配の好循環につなげるためにも、**経済全体での「価格の適正化」への取り組み**も欠かせず、商工会議所も政府に対する要望を行っている。
- これらを推進するため、**パートナーシップ構築宣言の宣言・実行をお願いしたい**。

## 中小企業と大企業の労働分配率



## 直近の賃上げ率・消費者物価指数

連合春闘 賃上げ率 (最終)	全 体 : <b>3.58%</b> (前年対比 <b>+1.51</b> ポイント)
	中小企業 (300人未満) : <b>3.23%</b> ( " <b>+1.27</b> ポイント)
	※ 有期短時間・契約労働者時給 : <b>+52.78円</b> ( " <b>+29.35円</b> )
消費者物 価指数 (6月)	総 合 : <b>+3.3</b> (※「電気・ガス価格激変緩和 対策事業」により 1%程度押下)

# 「パートナーシップ構築宣言」とは？

- サプライチェーン全体の付加価値向上、得られた利益の適正な分かち合いによる共存共栄などを目指し、「発注者」側の立場から、企業の代表者名で宣言（コミット）するもの。
- 規模、業種、ビジネスモデルにかかわらず、全ての企業が、健全に連携・成長・競争し、成長と分配の好循環 = 新しい資本主義を実現するための、“鍵”となる。

## 宣言数

**30,780社**

※2023年8月3日現在

開始（2020年6月）から  
約3年で着実に増加

## 主な宣言内容

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

【企業間の連携】オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援  
【IT実装支援】共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成  
【グリーン化の取組】脱・低炭素化技術の共同開発 等

### 2. 「振興基準」の遵守

「振興基準」は、下請振興法第3条に基づき、  
親事業者と下請事業者が依るべき基準

【価格決定方法】協議の申入れがあった場合には応じ、下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議する。

【手形などの支払条件】可能な限り現金で支払う。手形で支払う場合には、割引料等を請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努める 等

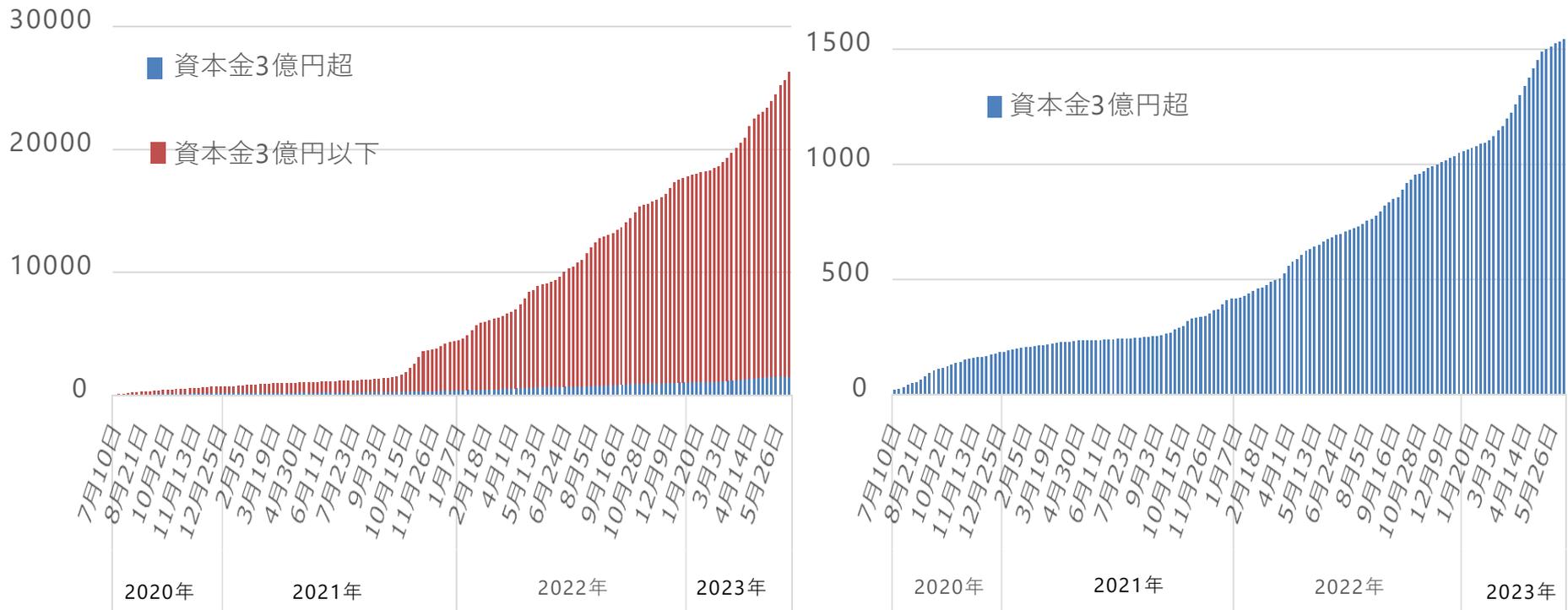
## 宣言メリット

1. ポータルサイトで公表された企業は「**ロゴマーク** 」をHPや名刺などの広報に使用することが可能で、適正な取引を行う“ホワイト企業”であることをアピールできる。
2. 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」などの**事業者向けの補助金**で、**加点措置が受けられる**。北海道、宮城県、神奈川県等では、独自の補助金で加点措置を導入。
3. **大企業向け「賃上げ促進税制」**では**宣言の公表が適用要件化**、地方自治体でも**制度融資の対象に宣言企業を追加**するなどを措置。

# パートナーシップ構築宣言のさらなる拡大に向けて

- 資本金3億円超の**大企業の宣言社数**は、現状約**1,500社**と徐々に増加しているが、**サプライチェーンや地域全体に浸透させるには、地域の有力企業等の参加も欠かせない。**
- 規模にかかわらず、全ての企業が**受注者であり発注者でもあり**、本宣言は、発注者の立場で自社の取引方針を宣言いただくもの。
- BtoB、BtoC、規模の大小にかかわらず、広く関係する事業者が「**取引の適正化**」に向けた意識を高め**参加**することで運動が社会全体に拡大し、**価格転嫁の商習慣化**等、効果の高まりが期待される。

## 宣言数の推移



# (参考) 宣言拡大・実効性向上に向けた政府・経済団体の動き・発言

## (1) 政府の方針

### ①新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（6/16閣議決定）要旨

- 構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用とGDPの7割を占める**地方、中小企業の対応**が鍵となる。
- 「**中小企業の賃上げ**には労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、**価格転嫁対策を徹底**する必要がある。

### ②経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）（6/16閣議決定）要旨

- 各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、その適切な分配を促進するため、「**パートナーシップ構築宣言**」を推進する。

### ③商工会議所の要望を受けた対応

- 価格交渉に有効な労務費の転嫁の在り方について指針のとりまとめ（年内目途）
- メディア等を活用した、B to Cを含め、生産コスト等に見合う適正な価格で売買することへの理解促進と意識醸成。

## (2) 経団連・連合もパートナーシップ構築宣言を推進

### 【日商・小林会頭の発言】

- 成長によっていわゆる防衛的賃上げの割合を減らしていくことで労働分配率も下げていくという方向にするために、まずは滞っている企業間の循環を進めようというのが今の知恵、**パートナーシップ構築宣言**であり、これをぜひ進めてほしい。

(定例会見(2023/7)にて)

### 【十倉・経団連会長の発言】

- 経団連はこれからも、中小企業の生産性向上に向けた官民連携の支援、**パートナーシップ構築宣言**の趣旨の徹底を通じた価格転嫁の促進など、様々な取り組みを継続していきたい。(定例会見(2023/7)にて)

### 【芳野・連合会長の発言】

- 労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう**パートナーシップ構築宣言**の普及促進等を一層進めて、実効性を高めていくことができるよう努力をしていきたい。(定例会見(2023/6)にて)

# (参考) 宣言拡大に向けた 各地商工会議所と地方自治体との連携

- 各地商工会議所・連合会の常議員会、勉強会、各業界団体の会合等でパートナーシップ構築宣言の制度説明・チラシ配布・会報誌への掲載等を通じた積極的な宣言の働きかけと、賃上げ気運の高まり等により、“**都道府県、地方支分部局、他の経済・業界団体との連携協定**”を端緒とした、宣言した企業に対する取組が拡大。
- 埼玉県は、企業が価格交渉の際に活用できるよう、主要な原材料価格の推移を分かりやすく表示できるツールを作成し、県 HP で公表することで価格転嫁を行うための環境を整備する等独自の取り組みを進めている。

## 埼玉県の取組

産官労金12団体※で“価格転嫁の円滑化に関する協定書”を全国で初めて締結 (2022/9/8)

① 3月30日に協定を更新し、2024年3月31日まで期間を延長

※埼玉県、関東財務局、関東経済産業局、埼玉労働局、**商工会議所連合会**、**商工会連合会**、**中小企業団体中央会**、**経営者協会**、**中小企業家同友会**、**経済同友会**、**埼玉県銀行協会**、**日本労働組合総連合会埼玉県連合会**

令和5年5月補正予算で企業の価格転嫁に向けた支援として**2,906万円**を計上し下記に注力。

○価格交渉促進月間の際に、事業者向けにPRするとともに、**国や企業と連携して研修会を実施**。開催後は、動画をYouTubeで配信するなど、**機運醸成に向けた積極的な広報活動**を実施。

② ○60名以上の診断士による、架電、訪問による**個別企業への働きかけ**を実施し、宣言の実効性確保。

○**価格転嫁相談窓口を設置し**、価格転嫁に有効とされる原価を示した価格交渉に活用できるよう、主要な原材料価格の推移をグラフで表示できる「**価格交渉支援ツール**」を提供。**希望があった企業には専門家が訪問の上、個々の課題に寄り添った伴走型支援を実施**。

③ 適切な価格転嫁に関する**企業向け研修会の実施**

④ **今後、県の補助金審査への加点措置や入札制度での優遇措置等、更なるインセンティブの拡充を検討**

## 「取引適正化推進フォーラム 福岡大会」(5/16)

- 福商連を事務局に、県内商工会議所が参画し、「パートナーシップ構築宣言」の推進を目的に開催。
- 福岡県、福岡市等の地方公共団体に加え、中企庁、公正取引委員会等の政府関係機関も参加。
- 産官労23団体のトップにより、さらなる宣言の推進を図る「**共同宣言**」を満場一致で採択

## 他の都道府県における主な取組

① 都道府県、地方支分部局、他の経済・業界団体との連携協定等を締結

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、長野県、茨城県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、鳥取県、香川県、福岡県、大分県、長崎県

② 補助金における加点措置 (利用のための要件化含む)

北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、富山県、石川県、神奈川県、静岡県、愛知県、福井県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県

③ 制度融資における利子低減や保証料補給 (利用のための要件化含む)

北海道、宮城県、石川県、埼玉県、三重県、福井県



経営者の皆さん！  
パートナーシップ構築宣言に  
ぜひご参加をお願いします！